

令和7年度住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業
(うち、住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る普及・広報を行う事業)
を行う補助事業者の募集についての公示

令和7年11月14日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

令和7年度住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業のうち住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る調査、普及・広報を行う事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(うち、住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る普及・広報を行う事業)

(2) 事業目的

省エネ性能の高い住宅の整備や、既存住宅の改修の整備等を総合的に支援することで、住宅・建築物のカーボンニュートラル化を推進する。

(3) 事業内容

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業に係る普及・広報に関する事業

2. 公募期間

令和7年11月14日(金)～令和7年11月25日(火)12時00分(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

(1) 公正・中立性の高い機関であること。

(2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

(3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

※暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれ

と社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

4. 公募対象事業

以下に掲げる取組を含む事業を公募対象とする。

省エネ性能などの質が確保された住宅・建築物の整備促進に係る普及・広報

5. 補助金の上限額、補助率及び募集件数

なお、補助上限額は、以下に記載する金額を想定している。

0. 2億円程度の内数、定額、1件程度

6. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：吉積、堀田

電話 03-5253-8111(内線39-428、39-431)

電子メール yoshizumi-k2ki@mlit.go.jp、horita-y2ex@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年11月14日(金)～令和7年11月25日(火)

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて手交又は電子メールにより配布

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年11月25日(火) 12時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参、郵送または電子メールにて提出すること。

④その他

・持参、郵送の場合は、正本1部副本4部提出すること。

・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。

・電子メールの場合は、着信を確認すること。

・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎」、「Microsoft Word」

「Microsoft Excel」、「Adobe Acrobat Reader」(これ以外での提出は無効)

・電子メールの場合は、ファイル総量は極力10メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

7. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、「4. 公募対象事業」に掲げる優位に評価する取組への適合性や提案の的確性・実現性等について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 6(1)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。